

令和5年9月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時31分

場所 第1委員会室

出席委員 関根信明委員長
千葉達也副委員長
尾花瑛仁委員、藤井健志委員、細田善則委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、
田村琢実委員、細川威委員、白根大輔委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員

欠席委員 なし

説明者 中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、
都丸久政策・財務局長、仲山良二地域経営局長、
中村克参事兼地域政策課長、若松孝治企画総務課長、
鈴木健一計画調整課長、関根章雄財政課長、三橋亨行政・デジタル改革課長、
横溝隆夫デジタル政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、
梶一之市町村課長、小山省吾土地水政策課長、近藤光交通政策課長

廣川達郎会計管理者、渡邊真奈美会計管理課長、嶋田和敏出納総務課副課長

西村朗監査事務局長、新井裕之監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
森田克枝監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第104号	第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について	原案可決
第105号	埼玉県国土利用計画の変更について	原案可決

2 請願
なし

報告事項

証紙廃止後の収納に係る更なる利便性の向上について

【付託議案に対する質疑】

尾花委員

- 1 第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、今回追記した取組の中で本県の特徴的な内容は何かあるのか。
- 2 埼玉県国土利用計画の変更について、7月に全国計画の変更があったが、法律では県計画は全国計画を基本とすることになっている。国計画の面積目標に対して県はどの程度縛られているのか。また市町村計画は県計画にどの程度縛られているのか。土地利用基本計画の地域区分も含めて、実際どの程度、規制を及ぼしているのか。
- 3 措置の概要にある「農地中間管理機構などを活用した農地の集積・集約化」は、既存の取組である。この取組で農地減少対策が図られるのであれば、既に農地は減少していないと思われるが、現計画の検証も含めて、今後十分な対策と考えているのか。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策推進基金をはじめ、今後の原油・物価高騰対策に活用できる財源はどの程度残されているのか。
- 5 新型コロナウイルス感染症が、感染症法上5類感染症に移行し、法的にも「特別な感染症ではない」位置付けになった現状で、今後の物価高騰などに正面から対処していくためには、どこかで新型コロナウイルス感染症対策推進基金の名称や目的を整理する必要が出てくると思うが見解はどうか。
- 6 約14億円の県債を計上しているが、今後の県債残高の見込みも踏まえて、投資と償還のバランスはどうしていくのか、基本的な考え方はどうか。

計画調整課長

- 1 基本目標4の「主な施策④ 共助社会づくりと地域連携の推進」に関連して追記した「情報連携に向けた基盤の整備」は、今年度から開始した全庁地理情報基盤、いわゆる全庁GISの整備に関する取組であり、これが特徴的な取組である。この事業は、各課の関連データを集約し一体的に発信するポータルサイトを構築することで、本県の地理情報に関する様々なデータを誰でも手軽かつ確実に入手できるようにする取組である。

土地水政策課長

- 2 県計画は県土利用の将来像を示すビジョンであり、最も基本的な計画である。市町村計画は県計画を踏まえるというもので、県計画の面積目標が市町村計画を縛る性質ではない。全国計画と都道府県計画との関係も同様である。また土地利用基本計画も同じ考え方となっている。
- 3 国庫補助事業の活用やJA全農さいたまの協力を得て荒廃農地の解消費用を担い手に支援する取組を行う。また、市町村や農業委員会と連携して担い手を発掘し、誰がどのように担っていくのかを検討して荒廃農地の発生抑制につなげていく。

財政課長

- 4 新型コロナウイルス感染症対策推進基金の残高が、令和5年度末見込で約53億円ある。これ以外に今後活用できる財源としては、臨時交付金のうち地方単独分が約5億円、財源調整のための基金のうち交付税精算分と定年延長により来年度必要になる退職手当分を除いた残高が約219億円あるほか、令和4年度決算剰余金のうち国庫返還見込

額を除いた額が約270億円あり、新型コロナウイルス感染症対策推進基金のほかに合計で約500億円程度ある。

- 5 新型コロナウイルス感染症対策推進基金は条例上、使途が三つ掲げられている。新型コロナウイルス感染症のまん延防止、県民に対する医療提供体制の整備、県経済の回復及び活性化であり、これらの事業に充当できる。令和2年度から4年度の決算では、9割近くが感染症のまん延防止と医療提供体制の整備に関する事業に充当している。県経済の回復及び活性化としては、コロナ禍の影響を受けた中小企業への制度融資に対する利子補給がほとんどであり、これは国の臨時交付金を積み立てたもので、令和9年度まで活用ができるものとされている。したがって、純粋な県の財源としては、ほぼ全て感染症のまん延防止と医療提供体制の整備に使っている状況にある。5類移行後の感染状況をみると直近では減少傾向にあるものの、9月初旬までは一貫して感染者数は増加傾向であったと認識している。また、今後、医療提供体制がひっ迫する可能性を指摘する専門家もいると承知している。現時点では、基金の見直しについて具体的な検討はしていないが、感染状況や経済状況を踏まえ、基金の名称や目的をはじめ基金そのものの在り方について時機を失することなく検討していく。
- 6 今回の補正後の令和5年度末の県債残高見込みは、全体で約3兆7,254億円である。このうち、県でコントロールできる県債残高の見込みは、約1兆7,830億円となる。今回の補正を踏まえても昨年度の残高を今のところ下回る見込みとなっている。こうした県債残高の見込みを踏まえた投資と償還のバランスの考え方が、近年、今回追加したようなインフラ整備や、将来にわたって必要となる施設の整備、県有施設の修繕などに係る投資的経費が増加しており、県債発行額も増加傾向にあるところである。そのため、今までは、約20年間連続で、県で発行コントロールできる県債残高は減少してきたが、今後、償還額と発行額を比べた場合、発行額が上回る可能性があり、今までどおり必ずしも減少しないという認識をしている。県債については、必要な投資をしつつ、一方で、将来世代に過大な負担を残さないようにすることも重要であるため、例えば、交付税措置のある有利な県債を最大限活用しつつ、投資と償還のバランスを考えながら適切な活用をしていく。

尾花委員

- 1 独自性の担保について、法律では土地利用基本計画も市町村長の意見を聴かなければならないことや、その意向が基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとするところがあるが、市町村の現場では、地域から出ている開発要望に対し消極的な姿勢を示す際、「県によって制限されているため積極的な開発ができない」と言われたことが経験としてある。事実こういったことはないのか。また、地元の意向を聴取する時は具体的にどのようなやり取りを行っているのか。
- 2 農地保全は大切であるが、企業の立地を促す上では周辺環境と調和した優良な産業基盤づくりは推進されるべきであると考えますが、宅地に関する規模の目標の内訳はどうか。
- 3 臨時交付金については、地域の実情に合わせたきめ細やかな対応をしていくために今後も国に求めていく必要がある。地方の立場として戦略的に獲得してくるために、今だから必要な臨時交付金の意味合いや必要性を伝えるためにも、基金の在り方の再考も含め、今現在どういう経済回復が必要か整理する必要があると考えるが、国に対する意見の出し方も含めてどのように考えているのか。

土地水政策課長

- 1 今回の計画改定に当たり、全63市町村長に意見を求めてその意見を反映させた形で作成している。また今後改定する土地利用基本計画も市町村の意向を十分反映した形で策定することとなっているため、そのように進めていきたい。今後、個別法での調整が必要となるが、個別法の事情の中で大きな要因となるのは農地転用の問題である。農地転用については、国との調整もあるため、県としても市町村の意向を踏まえて、納得性の高い理由を一緒に考えるなど、必要な開発ができるように取り組んでいる。
- 2 令和2年度の宅地面積は790平方キロメートルで、割合は住宅が68%、工業用地が6%、その他宅地が26%となっている。既に人口減少が始まってきているが、計画期間中は世帯数が伸びていくこともあり、住宅が多少増えている。工業用地、産業用地は計画的な開発を県と市町村で取り組むことによって十分確保していきたいと考える。具体的には、政策目標を織り込まなかった場合、住宅が23平方キロメートル増えてしまうという試算だが、政策目標を織り込むことで10平方キロメートルと、半減以上させることとしている。その上で、工業用地や産業用地については、5か年計画等で進めている目標値を達成できるよう、合計で9平方キロメートルの増加を見込んでいる。

財政課長

- 3 今回、国が経済対策の検討を始める前の8月25日と、国が経済対策の柱を示した後の10月5日と、2回にわたり交付金の増額を要望した。要望に当たっては、単に交付金の増額を求めるのではなく、物価高騰は全国的な問題なので、医療機関・社会福祉施設等の公的価格、輸入粗飼料の価格安定、中小企業の価格転嫁の一層促進、あるいは賃上げ支援、といったものをまずは国で実施することを求めた上で、国の支援が届かない部分や、地域の実情に応じて地方がきめ細やかに対応していくために、という文脈で交付金の増額を要望した。今後も社会経済情勢を見極め、財源の必要性をしっかりと主張した上で、国に届くような効果的な要望をしていく。

金野委員

- 1 補正予算第2号について、特筆すべきものとして、企業版ふるさと納税による寄附金1,000万円がある。eスポーツの普及・裾野拡大事業を行うとのことだが、今後、企業から寄附を募るために、どのような工夫をしていくのか。
- 2 企業版ふるさと納税は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている事業が対象になっている。今回、「デジタル田園都市国家構想の実現」という文言が追加されたが、企業版ふるさと納税などを活用することで、企業とDXやデジタル技術の面で、より一層官民連携を進める機運につなげる考えはあるのか。
- 3 国土利用計画審議会での議論を踏まえ、30by30目標を達成し、ネイチャーポジティブを実現するための施策を、埼玉県国土利用計画の変更にどのように盛り込んでいるのか。

計画調整課長

- 1 今回の事例は、企業にとって寄附したいと思えるような魅力的な事業があり、企業の期待と合致したものと考えている。今後も企業が寄附したいと思えるような魅力的な事業を構築するとともに、事業の魅力をホームページで広報し、企業に働き掛け等を行うことで、拡大を図っていく。
- 2 今回の変更は、国が新たに打ち出した三つのデジタル施策に対応したものである。今

回の変更により、DXやデジタル分野における「企業版ふるさと納税」の受入事業の枠組みが広がることとなり、結果として、企業版ふるさと納税を通じた更なるデジタル施策の推進に向けた官民連携の機運の醸成につながると考えている。さらに、国が掲げる「デジタルの力を活用した地方創生の実現」に向けて、例えば、新しい分野に寄附を頂いた企業に対して、単に寄附を頂くだけではなく、DXやデジタル技術を通じた連携による新たなパートナーシップの構築等の可能性も秘めていると考えている。

土地水政策課長

3 今回の変更案では、土地利用の面から30 by 30目標を達成し、ネイチャーポジティブが実現できるよう、県土地利用に関する基本方針を定めている。具体的には、30 by 30目標の達成に向けて農地や森林の減少を抑制し、コンパクトにすること等による持続可能なまちづくりに取り組む方針としている。また、田んぼに遊水機能を持たず整備、いわゆる田んぼダムなどのグリーンインフラや、森林が持つ水源かん養機能の保全など生態系を活用した防災・減災に取り組む方針としている。国土利用計画におけるこれらの取組方針を踏まえた、埼玉県生物多様性戦略などの各個別施策を推進することで、ネイチャーポジティブを具現化できると考えている。また、第5次埼玉県国土利用計画の策定後、埼玉県土地利用基本計画を改定するが、この計画においても、調整方針などに30 by 30目標やネイチャーポジティブの考え方を盛り込むことを考えている。

蒲生委員

- 1 政府が検討している物価高対策では、地方向けの交付金を追加する動きがある。国の補正予算の内容が具体的に判明して、臨時交付金が増額されることが明らかになった場合には、速やかに県も対応できるように補正予算を編成するのか。
- 2 埼玉県国土利用計画における道路の面積について、政策効果を織り込まない場合は343平方キロメートル、目標年次の面積は345平方キロメートルとしているが、どのような政策を実施するのか。

財政課長

- 1 政府の経済対策に交付金の追加が明らかになった段階で、速やかに補正予算を編成したい。今後の状況によって流動的な部分はあるが、昨年度と同じようなスケジュールで進んだ場合は、補正予算を議会に提案することが、12月定例会の当初には間に合わずに、追加でお願いすることが考えられると想定している。

土地水政策課長

- 2 埼玉県国土利用計画における道路は、高速道路、国道、県道、市町村道などの一般的な道路のほか、農道、林道が含まれる。このうち、一般的な道路である国道や県道の整備については、直轄事業の本庄道路や東埼玉道路などの整備、県事業では、県土整備部の重点施策である「ミッシングリンクの解消による道路網の多重化」や「直轄事業と連携した骨太の道づくり」などの取組を見込んだものとしている。

白根委員

- 1 都道府県及び市町村の国土利用計画の策定は任意となっているが、策定する意義は何か。

- 2 国土利用計画を廃止した都道府県や、土地利用基本計画と統合した都道府県はどのくらいあるのか。

土地水政策課長

- 1 国土利用計画は県土利用の将来像を示すビジョンであり、土地利用に関する最も基本的な計画である。埼玉県版の計画では、本県の特徴である急速に進行する高齢化、災害、特に風水害の激甚化・頻発化への対応、圏央道など交通インフラの強みを生かすなど、これらを踏まえて方針や土地利用の目標等を設定することが可能となっている。一方、埼玉県土地利用基本計画は、埼玉県国土利用計画の方針等を基本に、県土を都市地域や農業地域など5地域に区分した上で、それぞれの地域についての土地利用の調整方針を記載した計画書と5地域区分を示す図面を作成するなど、より具体的な土地利用の方向性を定めた計画として策定している。このように、国土利用計画と土地利用基本計画の役割が異なるため、埼玉県では二つの計画が必要であると考えている。
- 2 国土利用計画を廃止した都道府県は、東京都や群馬県など10都県、土地利用基本計画と統合したのは、神奈川県や千葉県など17県、本県と同様に国土利用計画を策定しているのは残りの19道府県となっている。

【付託議案に対する討論】

なし
